

# 公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程

(平成22年4月1日制定 法人第3301号)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則（以下「教職員就業規則」という。）第30条の規定に基づき、教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この規程で給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、安全衛生業務手当、入試手当、特命事項従事手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

(給与の支払)

第3条 この規程に基づく給与は、その全額を現金で直接教職員に支払うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、給与の一部を控除して支払うことができる。

(1) 法令で定められたもの

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項に規定する労使協定により定められたもの

2 前項の規定にかかわらず、教職員から申出があった場合は、その者の給与の全部または一部を口座振替の方法により支払うことができる。

(給与の減額)

第4条 教職員が勤務しないときは、公立大学法人山梨県立大学教職員の勤務時間等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第9条第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間等規程第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間等規程第11条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等規程第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間等規程第11条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇の場合その他その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

## 第2章 給料及び管理職手当

(給料)

第5条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮したものでなくてはならない。

(給料表)

第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 行政職給料表（別表第1）

(2) 教育職給料表（別表第2）

(3) 医療職給料表（別表第3）

2 行政職給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての教職員に適用する。

3 教育職給料表は、教授、准教授、講師、助教及び助手である教員に適用する。

4 医療職給料表は、理事長が定めた教職員に適用する。

5 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

6 理事長は、すべての教職員の職を職務の級のいずれかに格付し、前条に定める給料表により教職員に給料を支給しなければならない。

(初任給及び昇格の基準)

第7条 教職員の初任給及び昇格(教職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)の基準は、理事長が別に定める。

(給料表等の適用を異にする異動)

第8条 教職員を給料表の適用を異にして異動させる場合、又は初任給の基準を異にする他の職に異動させる場合におけるその者の職務の級及び給料月額は、理事長が別に定める基準により決定する。

(昇給)

第9条 教職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により教職員(次項各号に掲げる教職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給(医療職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

3 次の各号に掲げる教職員の第1項の規定による昇給は、当該各号に掲げる教職員の区分に応じ同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳(理事長が定める教職員にあつては、56歳以上の年齢で理事長が定めるもの)に達した日以後の最初の3月31日後に在職する教職員(次号に掲げる教職員を除く。)

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教職員

4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の支給)

第10条 給料は、月の1日から末日までの期間についてその月額の全額を支給することとし、欠勤等の事由により支給した給料と本来支給すべき給料との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の給料においてこれを精算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その精算時期を遅らせることができる。

2 給料の支給日は、毎月16日とする。ただし、その日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)若しくは月の第3土曜日に当たるとき又は特別の事由によりその日に支給することができないときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、休日又は月の第2土曜日若しくは第3土曜日でない日を支給日とする。

3 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当(第19条第4項第1号に定める特別料金等相当額を除く。)及び安全衛生業務手当は、給料の支給日に支給する。

4 通勤手当(第19条第4項第1号に定める特別料金等相当額に限る。)、特殊勤務手当、入試手当、特命事項従事手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情がある場合には、翌々月に支給することができる。

5 勤務時間等規程第9条第1項に規定する時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月」とあるのは、「勤

務時間等規定第9条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月」とする。

- 6 教職員が教職員又はその収入によって生計を維持するものの出産、疾病、婚礼、葬儀その他これに準ずる場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給料の支給日前であってもその際これに給与期間中の給与を支給することができる。  
(日割計算等)

第11条 新たに教職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 教職員が離職したときはその日まで給料を支給する。  
3 教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。  
4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、前条第1項に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から週休日(勤務時間を割り振らない日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(給料の調整)

第12条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が、同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対して適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。  
3 第1項の調整額表の適用は、その教職員が同項に規定する職にある期間に限るものとする。

(管理職手当)

第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうちその職務の特殊性に基づき理事長が定める職にある者に対して支給する。

- 2 管理職手当の額は、理事長が定める。ただし、管理職手当の月額は、前項に規定する職を占める教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25を超えてはならない。

### 第3章 扶養手当、地域手当及び住居手当

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める教職員に対しては、支給しない。

- 2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものをいう。  
(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子  
(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫  
(3) 60歳以上の父母及び祖父母  
(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹  
(5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める教職員にあつては、3,500円)とする。

- 4 扶養親族である子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額  
は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の  
数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前4項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養  
手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 第15条 削除 (地域手当)

第16条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域におけ  
る物価等を考慮して教職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の  
1.8を乗じて得た額とする。

#### (住居手当)

第17条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額16,  
000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(山梨県が  
設置する公舎又は国立大学法人山梨大学が管理する宿舎を貸与され、使用料を支払っ  
ている教職員を除く。)に支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額  
(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額  
とする。

- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,0  
00円を控除した額

- (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,  
000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円  
を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に  
定める。

#### 第18条 削除

### 第4章 通勤手当

#### (通勤手当)

第19条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して  
その運賃又は料金(以下この条において「運賃等」という。)を負担することを常  
例とする教職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である  
教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するもの  
とした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる  
教職員を除く。)

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの(以下この条に  
おいて「自動車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自動車等を使  
用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動  
車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロ  
メートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用す  
ることを常例とする教職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなけれ  
ば通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等  
を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の  
通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とす  
る。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該教職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第4項及び第6項において「運賃等相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる教職員のうち四輪の自動車を使用する教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
- イ 四輪の自動車を使用する距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員 3,000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上である教職員 片道の使用距離を2で除して得た距離（その距離に1キロメートル未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に2を乗じて得た距離に、理事長が別に定めるところにより算出した定額（四輪の自動車を1キロメートル運行するのに要する標準的な費用の額（ガソリンの消費並びに原動機のオイル及びタイヤの損耗に係るものに限る。この場合において、ガソリン、原動機のオイル及びタイヤの価格については、各年度の初日の属する年の前年1月から12月までの間における平均価格を基礎とする。）に通勤回数の2倍の回数に乗じて算出するものとする。）を乗じて得た額（その得た額が3,000円に満たない場合は、3,000円）
- (3) 前項第2号に掲げる教職員のうち前号の教職員以外の教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
- イ 自動車等を使用する距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上である教職員（ハに掲げる教職員を除く。）次に掲げる表の左欄に定める使用距離の区分に応じ右欄に定める算出距離に前号ロの規定により算出した定額を乗じて得た額（その得た額が2,000円に満たない場合は、2,000円）

| 使用距離                 | 算出距離     |
|----------------------|----------|
| 5キロメートル以上10キロメートル未満  | 6キロメートル  |
| 10キロメートル以上15キロメートル未満 | 10キロメートル |
| 15キロメートル以上20キロメートル未満 | 16キロメートル |
| 20キロメートル以上25キロメートル未満 | 20キロメートル |
| 25キロメートル以上30キロメートル未満 | 26キロメートル |
| 30キロメートル以上35キロメートル未満 | 30キロメートル |
| 35キロメートル以上40キロメートル未満 | 36キロメートル |
| 40キロメートル以上45キロメートル未満 | 40キロメートル |
| 45キロメートル以上50キロメートル未満 | 46キロメートル |
| 50キロメートル以上55キロメートル未満 | 50キロメートル |
| 55キロメートル以上60キロメートル未満 | 56キロメートル |
| 60キロメートル以上           | 60キロメートル |

ハ 使用距離が片道5キロメートル以上である教職員（自転車を使用する教職員に限る。） 4,200円

- (4) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、第1号に定める額及び第2号又は前号に定める額の合計額、第1号に定める額又は第2号若しくは前号に定める額
- 3 第1項第2号及び第3号に掲げる教職員のうち、四輪の自動車の駐車のための施設（一月若しくは複数の月又は年ごとに当該施設の利用に係る料金の額（以下この項において「駐車料金」という。）が設定されている施設であって通勤のため常例として利用するものに限る。）を利用する教職員（四輪の自動車を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって四輪の自動車を使用する区間の距離

(施設を二以上利用する場合にあっては、それぞれの区間の距離)が片道2キロメートル未満であるものを除く。)で、当該駐車料金を支払っているものについては、前項第2号及び第4号に定める額のほか、1月当たりの駐車料金を相当する額(駐車料金が複数の月又は年単位で定められている場合は、当該駐車料金を対象となる月数で除して得た額とし、施設を二以上利用する場合にあっては、それぞれの施設に係る1月当たりの駐車料金を相当する額を合算した額とする。)の2分の1の額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)を通勤手当として支給する。

4 通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で理事長が定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出した当該教職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第6項及び第7項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して理事長が認める教職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号及び第3号に定める額並びに特別料金等相当額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える教職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、150,000円とする。

7 通勤手当(特別料金等相当額を除く。)は、支給単位期間に係る最初の月の第10条第2項で定める日に支給する。

8 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他理事長が定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として理事長が定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。

10 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第5章 特殊勤務手当等

(特殊勤務手当)

第20条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する教職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、理事長が別に定める。

(安全衛生業務手当)

第20条の2 安全衛生業務手当は、次に掲げる教職員に対して支給する。

(1) 公立大学法人山梨県立大学教職員安全衛生管理規程(以下「安全衛生管理規程」という。)第6条の規定により理事長に選任された衛生管理者

(2) 安全衛生管理規程第9条の規定により理事長に選任された産業医

2 安全衛生業務手当の支給は、衛生管理者又は産業医として選任された月の翌月(選任された日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、選任が解除された月(選任解除の日が月の初日であるときは、その日の属する月)をもって終わる。

3 前項に規定するもののほか、安全衛生業務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(入試手当)

第20条の3 入試手当は、教員が学部、大学院又は専攻科の入学者選抜試験の問題作成及び採点の業務(面接を除く)に従事したときに支給する。

2 入試手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額に相当する額とする。

(1) 学部の入学者選抜試験のうち、一般選抜 1科目あたり10,000円

(2) 学部の入学者選抜試験のうち、総合型選抜試験、学校推薦型選抜試験、特別選抜試験及び3年次編入学試験 1科目あたり3,000円

(3) 大学院及び専攻科の入学者選抜試験 1科目あたり5,000円

(特命事項従事手当)

第20条の4 特命事項従事手当は、本学の経営上極めて重要な事項について、理事長の特命により従事した者に対し支給する。

2 特命事項従事手当は、1日単位で従事する形態の業務は日額支給とし、それがなじまないものは月額支給とする。

3 特命事項従事手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額に相当する額とする。

(1) 日額支給の場合1日あたり3,000円

(2) 月額支給の場合1月あたり58,800円

## 第6章 時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当

(時間外勤務手当)

第21条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた教職員には正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第3条の規定により割り振られた1週間の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外に勤務(勤務時間等規程第3条第1項及び第4条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が定

めるものを除く。)した時間及び割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した時間(第2項に規定する理事長が定める時間を除く。)を合計した時間が1月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、第2項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 勤務時間等規程第9条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する理事長が定める割合を減じた割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、第2項の規定による勤務にあつては100分の50から第2項に規定する理事長が定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(休日勤務手当)

- 第22条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135から100分の160までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が定める日において勤務した教職員についても、同様とする。

(管理職員特別勤務手当)

- 第23条 第13条に規定する職にある者が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、その者には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、第13条に規定する職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、その者には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して理事長が定める勤務をした教職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が定める額

- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)の合計額に12を乗じ、その額を当該勤務の日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)の現日数から週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日である日の数を差し引いたものに7.75を乗じたもので除して得た額とする。



## 第7章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれの日の前々日とし、これらの日が、土曜日に当たるときはそれぞれの日の前日とする。第27条から第28条においてこれらの日を支給日という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第25条第2項第1号の規定により失職し、又は死亡した教職員（理事長が定める教職員を除く。）についても、同様とする。

(支給額)

第26条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が定める教職員（第29条において「特定幹部教職員」という。）にあっては、100分の105を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の30

2 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

3 行政職給料表の適用を受ける教職員のうちその職務の級が3級以上の教職員で理事長が定めるもの、同表以外の各給料表の適用を受ける教職員のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各給料表につき理事長が定める教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長が定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第1項の期末手当基礎額とする。

4 第1項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(支給制限)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、第25条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に公立大学法人山梨県立大学就業規則（以下「就業規則」という。）第45条の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第25条第2項第2号及び第3号の規定により失職した教職員
- (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(支給の一時差止め)

第28条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から60日が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

（勤勉手当）

第29条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれの日の前々日とし、これらの日が、土曜日に当たるときはそれぞれの日の前日とする。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第25条第2項第1号の規定により失職し、又は死亡した教職員（理事長が定める教職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に理事長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）

において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部教職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第1項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 5 第26条第3項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「第25条」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。  
（特定の教職員についての適用除外）

第30条 第21条及び第22条の規定は、第13条第1項の規定による理事長が定める職にある者には適用しない。

## 第8章 雑則

（休職者の給与）

第31条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 教職員が結核性疾患にかかり、就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。
- 3 教職員が前2項以外の心身の故障により、就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまではこれに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 教職員が就業規則第16条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 就業規則第16条第1項の規定により休職にされた教職員には、他の規程に別段の定がない限り、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第3項に規定する教職員が、同項に規定する期間内で第25条に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第25条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡したときは、同条の規定で定める日に、同項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が定める教職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第27条中「第25条」とあるのは、「第31条第6項」と読み替えるものとする。

（有期雇用教職員の給与）

第32条 公立大学法人有期雇用教職員就業規則第2条に規定する者の給与については、この規程の規定にかかわらず予算の範囲内において理事長が定める。

（派遣職員の給与）

第33条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人派遣法」という。）第2条第1項及び公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成13年山梨県条例第43号）第2条第1項の規定に基づき山梨県から派遣された教職員の給与は、この規程の規定にかかわらず、公

益法人派遣法第2条第1項の規定に基づく公立大学法人山梨県立大学と山梨県との間の取り決めにおいて定めるところによる。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第34条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の規定により理事長が定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間は、「山梨県職員給与条例(昭和27年山梨県条例第39号)及びその他の給与関係条例【以下「条例」という。】」、「山梨県職員の給与に関する規則(昭和32年山梨県人事委員会規則第7号)及びその他の給与関係規則【以下「規則」という。】」、その他山梨県の関係例規、通知等を準用する。

3 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定により法人がその身分を承継した教職員(以下「承継教職員」という。)の施行日における職務の級及び号給は、別に辞令を発せられない限り、その者が施行日の前日において条例の規定により決定されていた給料表における職務の級及び号給とする。

4 承継教職員のうち、その者の受ける給料月額が、条例の規定により平成18年3月31日において受けていた給料月額に百分の九十九・二八を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に達しないこととなる教職員には、平成27年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4の2 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における前項の規定の適用については、同項中「額を」とあるのは、「額から、その差額に相当する額に二分の一を乗じて得た額(その額が一万円を超える場合にあつては、一万円)を減じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を」とする。

5 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、第13条に規定する管理職手当の支給を受ける教職員に対して、同条の規定による管理職手当のほか、規則の規定に準じて算出した額の管理職手当を支給する。

6 施行日の前日までに、条例の規定により認定されていた扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、施行日において、この規定により認定されたものとみなす。

7 平成22年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給時における承継教職員の在職期間は、施行日の前日までの山梨県立大学における当該教職員の在職期間をこの規程の在職期間又は勤務時間に通算する。

(教職員の給与の特例)

8 第6条第1項の給料表の適用を受ける教職員であつて、管理職手当を受給している者の給料月額は、平成23年10月1日から平成27年3月31日までの間(平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間を除く)において、第6条第1項及び附則第4項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(以下この項において「所定額」という。)から所定額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、給料の調整額及び手当の額並びに公立大学法人山梨県立大学教職員退職規程により支給する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については適用しない。

(教職員の給与等の臨時特例)

9 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(次項から第12項までにおいて「特例期間」という。)における第6条第1項各号に掲げる給料表の適用を受け

る教職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（次項から第12項までにおいて「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

| 給料表       | 職務の級     | 割合        |
|-----------|----------|-----------|
| 行政職給料表    | 2級以下     | 100分の4.77 |
|           | 3級から6級まで | 100分の7.77 |
|           | 7级以上     | 100分の9.77 |
| 教育職給料表    | 2級以下     | 100分の4.77 |
|           | 3級及び4級   | 100分の7.77 |
|           | 5级以上     | 100分の9.77 |
| 医療職給料表（1） | 1級       | 100分の4.77 |
|           | 2級       | 100分の7.77 |
|           | 3级以上     | 100分の9.77 |
| 医療職給料表（2） | 2級以下     | 100分の4.77 |
|           | 3級から6級まで | 100分の7.77 |
|           | 7级以上     | 100分の9.77 |

10 特例期間においては、この規程及び細則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 管理職手当 当該教職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(2) 地域手当 当該教職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該教職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(3) 第31条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該教職員に適用される次のイからハまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからハまでに定める額

イ 第31条第1項又は第2項 第9項並びに第1号及び第2号に定める額

ロ 第31条第3項 第9項及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第31条第4項 第9項及び第2号に定める額に、同条第4項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

11 特例期間においては、第4条、第21条及び第22条の勤務1時間当たりの給与額は、第24条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務日数に7.75を乗じたもので除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

12 第9項から前項までに規定する教職員の給与等の臨時特例に関して、この規程に定めのない事項については、山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例（平成25年山梨県条例第44号）及び同条例に関する山梨県知事規則等の例により、理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。  
(平成23年4月1日における号給の調整)
- 2 教職員(平成23年4月1日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において山梨県職員給与条例第8条の5第1項及び山梨県学校職員給与条例第8条第1項の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して理事長が定める職員を除く。)その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める教職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第9条第2項及び同条第3項の改正規定並びに公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程(平成22年4月1日法人3301号)附則(以下「原附則」という。)第4項の改正規程及び原附則第4項の次に一項を加える改正規定並びに次項、附則第3項及び附則第6項の規定  
平成26年1月1日
  - (2) 第26条第1項の改正規定並びに附則第4項及び附則第5項の規定  
平成26年4月1日

(平成26年4月1日及び平成27年4月1日における号給の調整)

- 2 教職員(平成26年4月1日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員その他理事長が定める基準に該当する教職員を除く。)のうち、当該教職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の山梨県職員給与条例(昭和27年山梨県条例第39号)第8条の5第1項及び山梨県学校職員給与条例(昭和27年山梨県条例第40号)第8条第1項の規定による昇給その他の号給の決定の状況(次項において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める教職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 3 教職員(平成27年4月1日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員その他理事長が定める基準に該当する教職員を除く。)のうち、当該教職員の調整考慮事項及び平成26年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める教職員の平成27年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。  
(平成26年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 4 平成26年6月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程第26条第1項から第3項まで又は第31条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2

号に掲げる額を控除して得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程第26条第1項から第3項まで又は第31条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定により平成25年12月に支給された期末手当の額

(2) 前号に掲げる期末手当の額の算定について、この規程による改正前の公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程第26条第1項中「100分の137.5」を「100分の132.5」と、「100分の117.5」を「100分の112.5」とそれぞれ読み替えて同項の規定を適用するとした場合に算定される額

5 他の教職員との権衡を考慮する必要がある者として理事長が定める教職員の平成26年6月に支給する期末手当については、権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

6 この規程の施行に関し必要な事項は、山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成25年条例第54号）附則第6項の規定により定める人事委員会規則の例により、理事長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第26条及び第29条の改正規定は、平成26年12月1日から適用する。

(平成26年4月1日前の異動者の号給の調整)

2 平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した教職員及び理事長が定めるこれに準ずる教職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成27年4月1日（以下この項及び次項において「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及び理事長が定めるこれに準ずる教職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程（平成22年4月1日法人第3301号）附則第4項の規定による給料を除く。）に達しないこととなるもの（理事長が定める教職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を

除く。)について、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程第26条第3項(同規程第29条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同規程第26条第3項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成26年改正附則(平成27年4月1日施行)第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。  
ただし、第29条の改正規定は、平成27年12月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第29条の改正規定は、平成28年12月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年12月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第29条の改正規定は、平成30年12月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給



与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。  
(給料表の適用)
- 2 当分の間、第6条各号(第3号アを除く。)に掲げる給料表の適用については、これらの表に定める給料月額に、給料月額に、当該給料月額に100分の0.75を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。  
ただし、第29条の改正規定は、令和元年12月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
(住居手当に関する経過措置)
- 2 令和2年4月1日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程第17条の規定により支給されていた住居手当の月額が2千円を超える教職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(理事長が別に定める教職員を除く。)に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程第17条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2千円を控除した額の住居手当を支給する。
  - (1) 改正後の公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程第17条第1項に該当しないこととなる教職員
  - (2) 旧手当額から改正後の公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程第17条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2千円を超えることとなる教職員

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年11月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年2月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(令和3年4月1日から令和4年1月31日までの特命事項従事手当の支給日)

2 令和3年4月1日から令和4年1月31日までの特命事項従事手当については、令和4年2月の給与支給日に一括して支給する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年12月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

ただし、第29条の改正規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年12月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

ただし、第26条及び第29条の改正規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年12月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

ただし、第26条及び第29条の改正規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(給料表の切替え)

2 令和7年4月1日(以下、「切替日」という。)の前日において教職員給与規程(以下「教職員給与規程」という。)別表第3イの給料表の適用を受けていた教職員にあっては、なお従前の例による。

3 切替日の前日において教職員給与規程別表第3ロの給料表の適用を受けていた教職員にあっては、切替日において改正後の公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程(以下、「改正後の教職員給与規程」という。)別表第3の給料表の適用を受けるものとする。

(号給の切替え)

4 切替日の前日において教職員給与規程別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた教職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

5 切替日前に職務の級を異にする異動をした教職員及び理事長が定めるこれに準ずる教職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

6 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の教職員給与規程第14条の規定の適用については、第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、第2項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務がこれに相当するものとして理事長が別に定める教職員に対しては」と、第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないと、第3項中、「13,000円」

いが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

7 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後の教職員給与規程第16条第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の2.3を乗じて得た額とする。

(令和9年3月31日までの間における給料月額に関する経過措置)

8 切替日から令和9年3月31日までの間、教職員給与規程第6条各号に掲げる給料表の適用については、これらの表に定める給料月額は、給料月額に、当該給料月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を加算した額とする。

(1) 切替日から令和8年3月31日までの期間 100分の0.5

(2) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間 100分の0.25

(その他の経過措置の理事長への委任)

9 附則第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が別に定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

イ 行政職給料表の適用を受ける教職員の新号給

| 旧号給 | 職務の級 |    |    |    |    |    |    |
|-----|------|----|----|----|----|----|----|
|     | 3級   | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 |
| 1   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 2   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 3   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 4   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 5   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 6   | 2    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 7   | 3    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 8   | 4    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 9   | 5    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 10  | 6    | 2  | 2  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 11  | 7    | 3  | 3  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 12  | 8    | 4  | 4  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 13  | 9    | 5  | 5  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 14  | 10   | 6  | 6  | 2  | 1  | 1  | 1  |
| 15  | 11   | 7  | 7  | 3  | 1  | 1  | 1  |
| 16  | 12   | 8  | 8  | 4  | 1  | 1  | 1  |
| 17  | 13   | 9  | 9  | 5  | 1  | 1  | 1  |
| 18  | 14   | 10 | 10 | 6  | 2  | 1  | 2  |
| 19  | 15   | 11 | 11 | 7  | 3  | 1  | 2  |
| 20  | 16   | 12 | 12 | 8  | 4  | 1  | 2  |
| 21  | 17   | 13 | 13 | 9  | 5  | 1  | 2  |
| 22  | 18   | 14 | 14 | 10 | 6  | 1  | 2  |
| 23  | 19   | 15 | 15 | 11 | 7  | 1  | 3  |
| 24  | 20   | 16 | 16 | 12 | 8  | 2  | 3  |
| 25  | 21   | 17 | 17 | 13 | 9  | 2  | 3  |
| 26  | 22   | 18 | 18 | 14 | 10 | 2  | 3  |
| 27  | 23   | 19 | 19 | 15 | 11 | 2  | 4  |
| 28  | 24   | 20 | 20 | 16 | 12 | 3  | 4  |
| 29  | 25   | 21 | 21 | 17 | 13 | 3  | 4  |
| 30  | 26   | 22 | 22 | 18 | 14 | 3  | 4  |
| 31  | 27   | 23 | 23 | 19 | 15 | 3  | 5  |
| 32  | 28   | 24 | 24 | 20 | 16 | 3  | 5  |
| 33  | 29   | 25 | 25 | 21 | 17 | 3  | 5  |
| 34  | 30   | 26 | 26 | 22 | 18 | 4  | 5  |
| 35  | 31   | 27 | 27 | 23 | 19 | 4  | 6  |
| 36  | 32   | 28 | 28 | 24 | 20 | 4  | 6  |
| 37  | 33   | 29 | 29 | 25 | 21 | 4  | 6  |
| 38  | 34   | 30 | 30 | 26 | 22 | 4  | 6  |
| 39  | 35   | 31 | 31 | 27 | 23 | 4  | 6  |
| 40  | 36   | 32 | 32 | 28 | 24 | 4  | 7  |
| 41  | 37   | 33 | 33 | 29 | 25 | 4  | 7  |

|    |    |    |    |    |    |   |  |
|----|----|----|----|----|----|---|--|
| 42 | 38 | 34 | 34 | 30 | 26 | 5 |  |
| 43 | 39 | 35 | 35 | 31 | 27 | 5 |  |
| 44 | 40 | 36 | 36 | 32 | 28 | 5 |  |
| 45 | 41 | 37 | 37 | 33 | 29 | 5 |  |
| 46 | 42 | 38 | 38 | 34 | 30 |   |  |
| 47 | 43 | 39 | 39 | 35 | 31 |   |  |
| 48 | 44 | 40 | 40 | 36 | 32 |   |  |
| 49 | 45 | 41 | 41 | 37 | 33 |   |  |
| 50 | 46 | 42 | 42 | 38 | 34 |   |  |
| 51 | 47 | 43 | 43 | 39 | 35 |   |  |
| 52 | 48 | 44 | 44 | 40 | 36 |   |  |
| 53 | 49 | 45 | 45 | 41 | 37 |   |  |
| 54 | 50 | 46 | 46 | 42 | 38 |   |  |
| 55 | 51 | 47 | 47 | 43 | 39 |   |  |
| 56 | 52 | 48 | 48 | 44 | 40 |   |  |
| 57 | 53 | 49 | 49 | 45 | 41 |   |  |
| 58 | 54 | 50 | 50 | 46 | 42 |   |  |
| 59 | 55 | 51 | 51 | 47 | 43 |   |  |
| 60 | 56 | 52 | 52 | 48 | 44 |   |  |
| 61 | 57 | 53 | 53 | 49 | 45 |   |  |
| 62 | 58 | 54 | 54 | 50 |    |   |  |
| 63 | 59 | 55 | 55 | 51 |    |   |  |
| 64 | 60 | 56 | 56 | 52 |    |   |  |
| 65 | 61 | 57 | 57 | 53 |    |   |  |
| 66 | 62 | 58 | 58 | 54 |    |   |  |
| 67 | 63 | 59 | 59 | 55 |    |   |  |
| 68 | 64 | 60 | 60 | 56 |    |   |  |
| 69 | 65 | 61 | 61 | 57 |    |   |  |
| 70 | 66 | 62 | 62 | 58 |    |   |  |
| 71 | 67 | 63 | 63 | 59 |    |   |  |
| 72 | 68 | 64 | 64 | 60 |    |   |  |
| 73 | 69 | 65 | 65 | 61 |    |   |  |
| 74 | 70 | 66 | 66 | 62 |    |   |  |
| 75 | 71 | 67 | 67 | 63 |    |   |  |
| 76 | 72 | 68 | 68 | 64 |    |   |  |
| 77 | 73 | 69 | 69 | 65 |    |   |  |
| 78 | 74 | 70 | 70 | 66 |    |   |  |
| 79 | 75 | 71 | 71 | 67 |    |   |  |
| 80 | 76 | 72 | 72 | 68 |    |   |  |
| 81 | 77 | 73 | 73 | 69 |    |   |  |
| 82 | 78 | 74 | 74 | 70 |    |   |  |
| 83 | 79 | 75 | 75 | 71 |    |   |  |
| 84 | 80 | 76 | 76 | 72 |    |   |  |
| 85 | 81 | 77 | 77 | 73 |    |   |  |
| 86 | 82 | 78 | 78 |    |    |   |  |

|     |     |    |    |  |  |  |  |
|-----|-----|----|----|--|--|--|--|
| 87  | 83  | 79 | 79 |  |  |  |  |
| 88  | 84  | 80 | 80 |  |  |  |  |
| 89  | 85  | 81 | 81 |  |  |  |  |
| 90  | 86  | 82 | 82 |  |  |  |  |
| 91  | 87  | 83 | 83 |  |  |  |  |
| 92  | 88  | 84 | 84 |  |  |  |  |
| 93  | 89  | 85 | 85 |  |  |  |  |
| 94  | 90  |    |    |  |  |  |  |
| 95  | 91  |    |    |  |  |  |  |
| 96  | 92  |    |    |  |  |  |  |
| 97  | 93  |    |    |  |  |  |  |
| 98  | 94  |    |    |  |  |  |  |
| 99  | 95  |    |    |  |  |  |  |
| 100 | 96  |    |    |  |  |  |  |
| 101 | 97  |    |    |  |  |  |  |
| 102 | 98  |    |    |  |  |  |  |
| 103 | 99  |    |    |  |  |  |  |
| 104 | 100 |    |    |  |  |  |  |
| 105 | 101 |    |    |  |  |  |  |
| 106 | 102 |    |    |  |  |  |  |
| 107 | 103 |    |    |  |  |  |  |
| 108 | 104 |    |    |  |  |  |  |
| 109 | 105 |    |    |  |  |  |  |
| 110 | 106 |    |    |  |  |  |  |
| 111 | 107 |    |    |  |  |  |  |
| 112 | 108 |    |    |  |  |  |  |
| 113 | 109 |    |    |  |  |  |  |

ロ 教育職給料表の適用を受ける教職員の新号給

| 旧号給 | 職務の級 |    |    |
|-----|------|----|----|
|     | 3級   | 4級 | 5級 |
| 1   | 1    | 1  | 1  |
| 2   | 1    | 1  | 1  |
| 3   | 1    | 1  | 1  |
| 4   | 1    | 1  | 1  |
| 5   | 1    | 1  | 1  |
| 6   | 1    | 1  | 1  |
| 7   | 1    | 1  | 1  |
| 8   | 1    | 1  | 1  |
| 9   | 1    | 1  | 1  |
| 10  | 1    | 1  | 1  |
| 11  | 1    | 1  | 1  |
| 12  | 1    | 1  | 1  |
| 13  | 1    | 1  | 1  |
| 14  | 2    | 1  | 1  |
| 15  | 3    | 1  | 1  |
| 16  | 4    | 1  | 1  |
| 17  | 5    | 1  | 1  |
| 18  | 6    | 2  | 1  |
| 19  | 7    | 3  | 1  |
| 20  | 8    | 4  | 1  |
| 21  | 9    | 5  | 1  |
| 22  | 10   | 6  | 1  |
| 23  | 11   | 7  | 1  |
| 24  | 12   | 8  | 1  |
| 25  | 13   | 9  | 2  |
| 26  | 14   | 10 | 2  |
| 27  | 15   | 11 | 2  |
| 28  | 16   | 12 | 2  |
| 29  | 17   | 13 | 3  |
| 30  | 18   | 14 | 3  |
| 31  | 19   | 15 | 3  |
| 32  | 20   | 16 | 3  |
| 33  | 21   | 17 | 4  |
| 34  | 22   | 18 | 4  |
| 35  | 23   | 19 | 4  |
| 36  | 24   | 20 | 4  |
| 37  | 25   | 21 | 5  |
| 38  | 26   | 22 | 5  |
| 39  | 27   | 23 | 5  |
| 40  | 28   | 24 | 5  |
| 41  | 29   | 25 | 6  |
| 42  | 30   | 26 | 6  |

|    |    |    |    |
|----|----|----|----|
| 43 | 31 | 27 | 6  |
| 44 | 32 | 28 | 6  |
| 45 | 33 | 29 | 7  |
| 46 | 34 | 30 | 7  |
| 47 | 35 | 31 | 7  |
| 48 | 36 | 32 | 7  |
| 49 | 37 | 33 | 8  |
| 50 | 38 | 34 | 8  |
| 51 | 39 | 35 | 8  |
| 52 | 40 | 36 | 8  |
| 53 | 41 | 37 | 9  |
| 54 | 42 | 38 | 9  |
| 55 | 43 | 39 | 9  |
| 56 | 44 | 40 | 9  |
| 57 | 45 | 41 | 10 |
| 58 | 46 | 42 | 10 |
| 59 | 47 | 43 | 10 |
| 60 | 48 | 44 | 10 |
| 61 | 49 | 45 | 11 |
| 62 | 50 | 46 | 11 |
| 63 | 51 | 47 | 11 |
| 64 | 52 | 48 | 11 |
| 65 | 53 | 49 | 11 |
| 66 | 54 | 50 | 12 |
| 67 | 55 | 51 | 12 |
| 68 | 56 | 52 | 12 |
| 69 | 57 | 53 | 12 |
| 70 | 58 | 54 | 12 |
| 71 | 59 | 55 | 13 |
| 72 | 60 | 56 | 13 |
| 73 | 61 | 57 | 13 |
| 74 | 62 | 58 | 13 |
| 75 | 63 | 59 | 13 |
| 76 | 64 | 60 | 14 |
| 77 | 65 | 61 | 14 |
| 78 | 66 | 62 | 14 |
| 79 | 67 | 63 | 14 |
| 80 | 68 | 64 | 14 |
| 81 | 69 | 65 | 15 |
| 82 | 70 | 66 |    |
| 83 | 71 | 67 |    |
| 84 | 72 | 68 |    |
| 85 | 73 | 69 |    |
| 86 | 74 | 70 |    |
| 87 | 75 | 71 |    |



|     |     |    |  |
|-----|-----|----|--|
| 88  | 76  | 72 |  |
| 89  | 77  | 73 |  |
| 90  | 78  | 74 |  |
| 91  | 79  | 75 |  |
| 92  | 80  | 76 |  |
| 93  | 81  | 77 |  |
| 94  | 82  | 78 |  |
| 95  | 83  | 79 |  |
| 96  | 84  | 80 |  |
| 97  | 85  | 81 |  |
| 98  | 86  | 82 |  |
| 99  | 87  | 83 |  |
| 100 | 88  | 84 |  |
| 101 | 89  | 85 |  |
| 102 | 90  |    |  |
| 103 | 91  |    |  |
| 104 | 92  |    |  |
| 105 | 93  |    |  |
| 106 | 94  |    |  |
| 107 | 95  |    |  |
| 108 | 96  |    |  |
| 109 | 97  |    |  |
| 110 | 98  |    |  |
| 111 | 99  |    |  |
| 112 | 100 |    |  |
| 113 | 101 |    |  |
| 114 | 102 |    |  |
| 115 | 103 |    |  |
| 116 | 104 |    |  |
| 117 | 105 |    |  |

ハ 医療職給料表の適用を受ける教職員の新号給

| 旧号給 | 職務の級 |    |    |    |    |
|-----|------|----|----|----|----|
|     | 3級   | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
| 1   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 2   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 3   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 4   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 5   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 6   | 2    | 2  | 1  | 1  | 1  |
| 7   | 3    | 3  | 1  | 1  | 1  |
| 8   | 4    | 4  | 1  | 1  | 1  |
| 9   | 5    | 5  | 1  | 1  | 1  |
| 10  | 6    | 6  | 2  | 1  | 1  |
| 11  | 7    | 7  | 3  | 1  | 1  |
| 12  | 8    | 8  | 4  | 1  | 1  |
| 13  | 9    | 9  | 5  | 1  | 1  |
| 14  | 10   | 10 | 6  | 2  | 1  |
| 15  | 11   | 11 | 7  | 3  | 1  |
| 16  | 12   | 12 | 8  | 4  | 1  |
| 17  | 13   | 13 | 9  | 5  | 1  |
| 18  | 14   | 14 | 10 | 6  | 2  |
| 19  | 15   | 15 | 11 | 7  | 3  |
| 20  | 16   | 16 | 12 | 8  | 4  |
| 21  | 17   | 17 | 13 | 9  | 5  |
| 22  | 18   | 18 | 14 | 10 | 6  |
| 23  | 19   | 19 | 15 | 11 | 7  |
| 24  | 20   | 20 | 16 | 12 | 8  |
| 25  | 21   | 21 | 17 | 13 | 9  |
| 26  | 22   | 22 | 18 | 14 | 10 |
| 27  | 23   | 23 | 19 | 15 | 11 |
| 28  | 24   | 24 | 20 | 16 | 12 |
| 29  | 25   | 25 | 21 | 17 | 13 |
| 30  | 26   | 26 | 22 | 18 | 14 |
| 31  | 27   | 27 | 23 | 19 | 15 |
| 32  | 28   | 28 | 24 | 20 | 16 |
| 33  | 29   | 29 | 25 | 21 | 17 |
| 34  | 30   | 30 | 26 | 22 | 18 |
| 35  | 31   | 31 | 27 | 23 | 19 |
| 36  | 32   | 32 | 28 | 24 | 20 |
| 37  | 33   | 33 | 29 | 25 | 21 |
| 38  | 34   | 34 | 30 | 26 | 22 |
| 39  | 35   | 35 | 31 | 27 | 23 |
| 40  | 36   | 36 | 32 | 28 | 24 |
| 41  | 37   | 37 | 33 | 29 | 25 |
| 42  | 38   | 38 | 34 | 30 | 26 |

|    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|
| 43 | 39 | 39 | 35 | 31 | 27 |
| 44 | 40 | 40 | 36 | 32 | 28 |
| 45 | 41 | 41 | 37 | 33 | 29 |
| 46 | 42 | 42 | 38 | 34 | 30 |
| 47 | 43 | 43 | 39 | 35 | 31 |
| 48 | 44 | 44 | 40 | 36 | 32 |
| 49 | 45 | 45 | 41 | 37 | 33 |
| 50 | 46 | 46 | 42 | 38 | 34 |
| 51 | 47 | 47 | 43 | 39 | 35 |
| 52 | 48 | 48 | 44 | 40 | 36 |
| 53 | 49 | 49 | 45 | 41 | 37 |
| 54 | 50 | 50 | 46 | 42 | 38 |
| 55 | 51 | 51 | 47 | 43 | 39 |
| 56 | 52 | 52 | 48 | 44 | 40 |
| 57 | 53 | 53 | 49 | 45 | 41 |
| 58 | 54 | 54 | 50 | 46 |    |
| 59 | 55 | 55 | 51 | 47 |    |
| 60 | 56 | 56 | 52 | 48 |    |
| 61 | 57 | 57 | 53 | 49 |    |
| 62 | 58 | 58 | 54 | 50 |    |
| 63 | 59 | 59 | 55 | 51 |    |
| 64 | 60 | 60 | 56 | 52 |    |
| 65 | 61 | 61 | 57 | 53 |    |
| 66 | 62 | 62 | 58 | 54 |    |
| 67 | 63 | 63 | 59 | 55 |    |
| 68 | 64 | 64 | 60 | 56 |    |
| 69 | 65 | 65 | 61 | 57 |    |
| 70 | 66 | 66 | 62 |    |    |
| 71 | 67 | 67 | 63 |    |    |
| 72 | 68 | 68 | 64 |    |    |
| 73 | 69 | 69 | 65 |    |    |
| 74 | 70 | 70 | 66 |    |    |
| 75 | 71 | 71 | 67 |    |    |
| 76 | 72 | 72 | 68 |    |    |
| 77 | 73 | 73 | 69 |    |    |
| 78 | 74 | 74 | 70 |    |    |
| 79 | 75 | 75 | 71 |    |    |
| 80 | 76 | 76 | 72 |    |    |
| 81 | 77 | 77 | 73 |    |    |
| 82 | 78 | 78 | 74 |    |    |
| 83 | 79 | 79 | 75 |    |    |
| 84 | 80 | 80 | 76 |    |    |
| 85 | 81 | 81 | 77 |    |    |
| 86 | 82 | 82 | 78 |    |    |
| 87 | 83 | 83 | 79 |    |    |

|     |     |     |    |  |  |
|-----|-----|-----|----|--|--|
| 88  | 84  | 84  | 80 |  |  |
| 89  | 85  | 85  | 81 |  |  |
| 90  | 86  | 86  | 82 |  |  |
| 91  | 87  | 87  | 83 |  |  |
| 92  | 88  | 88  | 84 |  |  |
| 93  | 89  | 89  | 85 |  |  |
| 94  | 90  | 90  |    |  |  |
| 95  | 91  | 91  |    |  |  |
| 96  | 92  | 92  |    |  |  |
| 97  | 93  | 93  |    |  |  |
| 98  | 94  | 94  |    |  |  |
| 99  | 95  | 95  |    |  |  |
| 100 | 96  | 96  |    |  |  |
| 101 | 97  | 97  |    |  |  |
| 102 | 98  | 98  |    |  |  |
| 103 | 99  | 99  |    |  |  |
| 104 | 100 | 100 |    |  |  |
| 105 | 101 | 101 |    |  |  |
| 106 | 102 | 102 |    |  |  |
| 107 | 103 | 103 |    |  |  |
| 108 | 104 | 104 |    |  |  |
| 109 | 105 | 105 |    |  |  |
| 110 | 106 | 106 |    |  |  |
| 111 | 107 | 107 |    |  |  |
| 112 | 108 | 108 |    |  |  |
| 113 | 109 | 109 |    |  |  |
| 114 | 110 |     |    |  |  |
| 115 | 111 |     |    |  |  |
| 116 | 112 |     |    |  |  |
| 117 | 113 |     |    |  |  |
| 118 | 114 |     |    |  |  |
| 119 | 115 |     |    |  |  |
| 120 | 116 |     |    |  |  |
| 121 | 117 |     |    |  |  |
| 122 | 118 |     |    |  |  |
| 123 | 119 |     |    |  |  |
| 124 | 120 |     |    |  |  |
| 125 | 121 |     |    |  |  |